2012年1月12日 (平成24年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤 沢 市 個 人 情 報 保 護 制 度 運営審議会会長 畠山 鬨之

生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について (答申)

2011年12月22日付けで諮問(第495号)された生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるところにより、認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があるとは、認められない。

### 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

# (1) 諮問に至った経過

神奈川県住宅営繕事務所長より、県営住宅入居世帯の家賃決定及び減免承認の調査のため、公営住宅法第34条の規定に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。公営住宅法第34条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施

機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県住宅営繕事務所長 に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定 に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、今後、同法の規定による照会に対し包括的に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、併せて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

- (2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて
  - ア 目的外に提供する個人情報

生活保護受給の有無(161件)

生活保護受給者氏名·住所

生活保護受給開始年月日·生活保護廃止年月日

- イ 目的外に提供する相手方
  - 神奈川県住宅営繕事務所長
- ウ目的外提供の根拠規定
  - 公営住宅法第34条
- エ 目的外提供に対する実施機関の考え
  - (ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は,公営住宅法第34条に基づくものである。

公営住宅法第34条は「公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県住宅営繕事務所長 によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せら れている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県住宅営繕事務所長に問い合わせたところ、「公営住宅の家賃決定及び減免承認業務を進める中で、 生活保護受給者世帯の家賃決定及び減免承認を適正に行うために生活保護 を受給しているか否かを把握する必要がある。そのため、受給者であれば 生活保護開始年月日、及び廃止又は停止となっていればその年月日の情報 が必要。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関

する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。 よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結 果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし,通知すべき相手が多数であり,目的外のために提供する管理情報の内容の重要度に比べて,通知する費用や事務量が過分に必要となり,実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるため,本人通知を省略することとしたい。

# (4) 提出資料

ア 県営住宅居住の生活保護世帯にかかる滞納情報の提供及び生活保護世帯の 照会について (照会)

イ 公営住宅法(抜粋)

ウ 個人情報取扱事務届出書

#### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 本件照会は,正当な請求権を有した神奈川県住宅営繕事務所長によって行われるものであり,本件照会の具体的必要性については,「公営住宅の家賃決定及び減免承認業務を進める中で,生活保護受給者世帯の家賃決定及び減免承認を適正に行うために生活保護を受給しているか否かを把握する必要がある。そのため,受給者であれば生活保護開始年月日,及び廃止又は停止となっていればその年月日の情報が必要。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報で、本件の調査に必要であることを確認しており、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

イ 実施機関では、今後、本件と同様の照会があった場合、包括的に生活保護 受給者情報を目的外に提供したいとのことであるが、現段階では、本件と同 様の照会がなされるとは判断し難い。

よって,今後,本件と同様の照会があった場合,包括的に目的外に提供する必要性は,認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

ア 個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の場合,通知すべき相手が多数であり、目的外のために提供する管理情報の内容の重要度に比べて,通知する費用や事務量が過分に必要となり, 実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれるとは,判断し難い。

よって,目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があるとは,認められない。

イ 今後,本件と同様の照会があった場合, (1) イで前述したとおり,包括 的に目的外に提供する必要性が認められない以上,目的外に提供することに 伴う本人通知の省略については,判断する必要がない。

以 上